ニュースコンテナー

No. 493　　発行　2020年6月10日

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
ＵＲＬ：www.knights.co.jp

ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの人の健康の保護に関する要監視項目への位置づけについて

2020 年 5 月 26 日(火)に開催された中央環境審議会水環境部会(第 49 回)において、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第5次報告)」が取りまとめられ、中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされました。

この答申において、ペルフルオロオクタンスルホン酸(以下「PFOS」という。)及びペルフルオロオクタン酸(以下「PFOA」という。)を人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、指針値(暫定)として「0.00005 mg/l 以下」の値(PFOS及びPFOAの合計値)を設定することが適当とされました。

この答申を受け、環境省では「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」を関係地方公共団体に通知しました。

当社では、PFOS や PFOA の分析に対応しております。お気軽にお問合せ下さい。

資料　2020 年 5 月 28 日付　環境省報道発表資料

分析技術箇所　長谷川知草

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 「塩基性酸化マンガン」と「溶接ヒューム」を特定化学物質として規制(公布)
2. 政府内初の SDGs の組込み(パイロット・プログラム)開始
3. 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について
4. 化管法の対象を655物質に
5. 施設の使用再開に伴うレジオネラ症への感染防止対策について

改正食品衛生法第 18 条第 3 項の施行に伴う関係告示の整備について

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)による改正食品衛生法第 18 条第 3 項の施行に伴い、厚生労働省は、①「食品、添加物等の規格基準(以下、規格基準)の一部を改正する件」(令和 2 年厚生労働省告示第 196 号)及び②「食品衛生法 第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を定める件」(令和2年厚生労働省告示第 195 号)を 2020 年 4 月 28 日付けで告示しました。

①概要

食品衛生法 18 条第 3 項に規定される「政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質」に関する個別物質の規格として、規格基準第3器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項に以下を規定

1. 個別の物質の規格については、別表第1に規定
2. 別表第1に掲げる原材料であって、これに含まれる物質についての規定

②概要

人の健康を損なうおそれのない量:食品中濃度として 0.01mg/kg

施行期日

2020 年 6 月 1 日

適用日前に販売・製造・輸入・使用されている器具又は容器包装と同様の物は、経過措置として 2025 年 5 月 31 日までは、規格基準別表第 1 に掲げられているものとみなすことが可能

当社は、器具容器包装の規格基準に準じた検査に対応可能です。ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

資料　2020 年 4 月 28 日付　厚生労働省

研究開発箇所　加藤吉紀

耳より情報

ＰＣＢ廃棄物を保管するお客様へ

保管・処分の状況および高濃度PCB使用製品の廃棄見込みについての届出をお忘れないようご注意ください。
期日は 6 月 30 日まで、届出先は管轄する都道府県市の長です。
http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR07005.pdf

お問合せはこちら